

佐賀県 漁港漁場関係工事における「週休2日試行工事」実施要領

第1条（目的）

将来にわたり、社会資本の整備を安定的に継続していくためには、建設産業における、若手技術者、女性技術者等の担い手の確保、育成が重要な課題となっており、建設産業における労働環境の改善が求められている。

このため、佐賀県では、労働環境改善の取組の一環として『佐賀県 漁港漁場関係工事における「週休2日制試行工事」実施要領』（以下「要領」という。）を定め、建設産業における週休2日への取組の促進を図ることとする。

第2条（試行対象工事）

対象工事は、農林水産部が発注する漁港漁場関係工事※とし、特記仕様書に週休2日試行工事であることを明示する。

ただし、以下の工事については、本要領の対象外とすることができる。

- 1) 竣工時期や作業時間に制約がある場合
- 2) 災害復旧等緊急を要する場合
- 3) 漁港漁場関係工事※以外の工事

※ここでいう漁港漁場関係工事とは「漁港漁場関係工事積算基準」を用いて積算し、発注したものをいう。

第3条（週休2日の定義）

本要領の週休2日とは、工事着手日から監督・検査・確認申請書を提出するまでの間、4週8休以上の休暇を確保し、工事現場を完全閉所するものとする。

4週8休	現場閉所率 28.5%以上
------	---------------

日曜日は原則休日とする。

なお、現場閉所率の算出にあたっては、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中断している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は週休2日の対象期間に含まない。

※工事着手日とは着工届の工事着手日を示す。

第4条（実施内容）

- (1) 受注者による意思表示

受注者は、施工計画書提出の前までに、週休2日実施希望の有無を工事打合簿にて監督員に提出するものとする。

(2) 計画工程表の提出

週休2日を希望した受注者は、施工計画書提出時に週休2日の取得が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出するものとする。

なお、提出する工程表は、要領第3条を反映したものとする。

また、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、週休2日取得が確認できる変更計画工程表（任意様式）を監督員に提出しなければならない。

(3) 看板等による表示

週休2日を希望した受注者は、「週休2日試行工事」であることを記載した看板等を設置するものとする。

(4) 実施報告

受注者は、工程表（任意様式）に週休2日の実施状況を記入し、月毎に取りまとめ、翌月監督員に提出するものとする。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際は、提示し監督員の確認作業に協力しなければならない。

(5) 変更協議

雨天等により、現場閉所を行った場合や、計画工程表の休日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日について監督員へ報告をしなければならない。

(6) 監督員の対応

- 1) 監督員は、週休2日試行工事の実施にあたり、日々の残業が大幅に増えないよう事前に指導しなければならない。
- 2) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示を行ってはならない。
- 3) 監督員は、受注者から提出された工程表により、休日の取得状況を確認しなければならない。なお、現場閉所状況の確認や休日の偏りなど必要に応じ作業日報及び出勤簿等の提示を求め確認を行う。

第5条（積算方法等）

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、下表のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

補正係数区分	4 週 8 休 (※完全週休 2 日を含む)
労務費	—
機械経費(賃料)	—
共通仮設費	1.02
現場管理費	1.03

(2)補正方法

予定価格の算定において、4 週 8 休に係る補正係数を各経費に乘じるものとする。なお、現場閉所の状況確認後、4 週 8 休に満たない場合には、補正分を減額変更するものとする。

第 6 条（工事成績評定）

要領第 3 条に定めた休暇を要領第 4 条に基づき達成できた場合は、工事成績評定において、下表により休日の実績に応じ評価を行う。

なお、週休 2 日を達成できなかったことによる減点は行わない。

評価項目	4 週 8 休 (月単位)	4 週 8 休 (完全週休 2 日)
一般監督員	工程管理 (2 項目)	工程管理 (2 項目) 創意工夫
総括監督員	工程管理 (2 項目)	工程管理 (2 項目)

※土日閉所の計画工程表により実施。ただし、4 週に 1 回の振替は可能とする。

第 7 条（証明書の発行）

週休 2 日試行工事を実施した工事について、発注者は受注者に対して完成検査後に「週休 2 日実施証明書」を発行するものとする。

第 8 条（適用）

本要領は令和 8 年 7 月 30 日以降に公告する工事に適用する。

附則

令和 4 年 3 月 31 日に制定

令和 6 年 3 月 29 日に一部改正

※積算方法の変更

令和6年7月24日に一部改正

※補正係数の変更

※市場単価を補正対象に追加

令和7年7月25日に一部改正

※補正係数の変更

※成績評定の評価対象の変更

令和8年7月15日に一部改正

※補正係数の変更